

# 2025年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ  
厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる  
患者負担額が以下の通りに変更になります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担）			
所得区分		令和7年3月31日	令和7年4月1日
		まで	から
69歳まで	70歳以上	※全医療機関共通の値上げ金額となります	
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食 490円	<b>1食 510円</b>
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食 230円	<b>1食 240円</b>
区分オ長期該当	低所得Ⅱ長期該当	1食 180円 〈230円〉※1	<b>1食 190円</b> <b>〈240円〉※1</b>
	低所得 Ⅰ	1食 110円 〈140円〉※1	<b>1食 110円</b> <b>〈140円〉※1</b>
指定難病患者等		1食 280円	<b>1食 300円</b>

※1 療養病床（主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床）に入院する70歳以上で医療の必要性が低い方（医療区分1）。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。